

- 1 審議会名 令和5年度第6回安曇野市介護保険等運営協議会
- 2 日 時 令和6年2月2日(金) 13時から14時10分まで
- 3 会 場 本庁舎3階 全員協議会室
- 4 出席者 布山昌徳委員、新井清美委員、中村守良委員、笠原健市委員、黒澤幸恵委員、池田陽子委員、中島美智子委員、高橋喜博委員、黒木昌一委員、小澤悠維委員、小林真弓委員、坂井さつき委員、中林美雪委員、長田珠美委員。(欠席委員：奥田佳孝委員、大倉宏之委員)
- 5 市側出席者 甕福祉部長、高橋高齢者介護課長、蓮井高齢者介護課長補佐、深井高齢者介護課長補佐、奈良澤高齢者介護課長補佐、濱介護保険担当係長、塩原介護保険担当係長、岩原介護予防担当係長、北部地域包括支援センター草深職員、南部地域包括支援センター山田職員、藤松主査(事務局担当者)
- 6 公開・非公開の別 一部非公開
- 7 傍聴者 0人
- 8 会議概要作成年月日 令和6年2月6日

協 議 事 項 等

I 会議の概要

- 1 開会(高橋課長)
- 2 あいさつ(中島会長・甕部長)
- 3 会議事項
 - (1) 高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画最終案について
 - (2) 生活支援体制整備事業について
 - (3) 第9期介護保険料について【非公開】
 - (4) 地域包括支援センターの今後の運営について【非公開】
- 4 その他
- 5 閉会(笠原副会長)

II 審議概要

- 3 会議事項
 - (1) 高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画について
事務局：資料1について説明
委員：質疑なし
 - (2) 生活支援体制整備事業について
事務局：資料2について説明
委員：質疑なし
 - (3) 第9期介護保険料について
非公開(安曇野市情報公開条例第5条第1項第5号に該当することについて本協議会において承認済)
 - (4) 地域包括支援センターの今後の運営について
非公開(安曇野市情報公開条例第5条第1項第5号に該当することについて本協議会において承認済)
- 4 その他(事務局より連絡)
 - (1) 次期委員の公募及び推薦について情報提供【資料3】
 - (2) 今後の予定としては、計画案の最終調整(言葉の言い回しや誤字、脱字等の確認等)を行う。
2月上旬から中旬にかけて理事者と協議する。
 - (3) 次回の会議は、令和6年3月25日(月)を予定。

令和5年度「第6回安曇野市介護保険等運営協議会」会議次第

日時：令和6年2月2日（金）13：00～14：30

場所：安曇野市役所3階 全員協議会室

1 開 会

2 あいさつ

3 会議事項

- (1) 高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画最終案について【資料1】
- (2) 生活支援体制整備事業について【資料2】
- (3) 第9期介護保険料について【非公開予定】
- (4) 地域包括支援センターの今後の運営について【非公開予定】

4 その他

- (1) 次期介護保険等運営協議会委員の選出について【資料3】

5 閉 会

【配付資料】

資料1	高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画 最終案
資料2	安曇野市生活支援体制整備事業の実施状況について
資料3	次期委員の公募及び推薦依頼について
参考資料1	安曇野市介護保険等運営協議会委員名簿
参考資料2	安曇野市介護保険条例一部抜粋
参考資料3	安曇野市介護保険規則一部抜粋

当日資料 1
安曇野市介護保険等運営協議会 令和6年2月2日開催

安曇野市 出席者名簿

所 属	職名	氏 名
福祉部	部長	モタイ ナオキ 麿 直紀
福祉部高齢者介護課	課長	タカハシ ナ ツ コ 高橋 奈津子
福祉部高齢者介護課長寿福祉係	課長補佐	ハスイ フミト 蓮井 文人
福祉部高齢者介護課介護予防担当	課長補佐	フカイ ケイコ 深井 恵子
福祉部高齢者介護課認定調査係	課長補佐	ナラサワ トシフミ 奈良澤 俊史
福祉部高齢者介護課介護保険担当	係長	ハマ カズヒト 濱 一仁
福祉部高齢者介護課介護保険担当	係長	シオバラ カナエ 塩原 香苗
福祉部高齢者介護課介護予防担当	係長	イワハラ トクタロウ 岩原 徳太郎
福祉部高齢者介護課介護保険担当	主査	フジマツ タクヤ 藤松 卓也

地域包括支援センター 出席者名簿

所 属	職名	氏 名
北部地域包括支援センター	管理者	クサブカ タカコ 草深 孝子
南部地域包括支援センター	社会福祉士	ヤマダ オサム 山田 修

安曇野市生活支援体制整備事業の実施状況について (第2回安曇野市生活支援体制整備事業第1層協議体)

1 第1層生活支援コーディネーターの活動

平成28年度からこの事業に取り組み、地域共生社会の実現のため活動をしています。

1か月に1回各コーディネーター等が集まり、各地域の活動や情報の交換を行っています。今年度の取り組みとして、高齢者が集える「通いの場」や社会資源等を掲載した「生活支援サービスガイドブック」を、全市版として3年ぶりに改訂し発行しました(別冊)。今後、高齢者の生きがい活動や情報提供に冊子を活用していきます。

また、広報紙「ほほえみのわ」を年2回発行し、市民に本事業の周知を図り、さらなる取り組みへの啓発を行っています。

2 第2層生活支援コーディネーター及び協議体の活動

各協議体会議は、年6回を目安に開催をしています。各協議体で課題を話し合いながら、コロナ後の活動を模索しながら活動を行っています。

(1) 豊科地域

協議体の中で本事業の意義や協議体のあり方について見直す必要があるとの意見があり、検討した結果、地域の課題ごとに3つの小委員会をつくり、課題解決に向けて動きだしました。今後、「高齢者の社会参加」「区の課題解決への寄り添い」「地域での認知症の理解」について活動を進めていきます。

(2) 穂高地域

協議体会議でグループワークを開催し、課題となる事項を話し合っています。今年度は穂高商業高校の生徒が、地域活動を知る一環として協議体に参加し、生徒が課題とした「防災を自分事として捉えてもらうには」をテーマにグループワークを実施しました。高齢者向けに生徒が講師になった「スマートフォン講座」を開催して好評でした。

また、区から依頼があった高齢者や子どもの新たな交流の場開設などの相談にも応じています。

(3) 三郷地域

各区長を対象にした地域課題に関するアンケートを実施しました。高齢化が進む中で支え合いができていない、防災意識が低い、役員のなり手不足等が課題としてあがりました。今後、この課題の解決をテーマに協議体でも検討をしていきます。

高齢者が地元で気楽に集える場としてサロンを開設してきましたが、場所提供者のご都合で違う方法を模索しています。

区から災害時要支援者助け合いマップの更新について相談があり、県社協提供のデジタル方式のマップ導入を支援しました。今後訓練等を重ねて有効に使うことができるよう支援をしていきます。

(4) 堀金地域

各地区での説明会、話し合い等を実施し、公民館等を使った新たな高齢者の居場所づくりや教室実施について支援をしています。また、昨年から実施した全世帯アンケートの結果をもとに、既存の制度を利用しての地域支え合い体制づくり等について支援をしています。

(5) 明科地域

コロナ後各地域で高齢者サロンを開催するようになり、相談にのりながら支援をしています。また、男性の居場所が少ないこともあり、「男の料理教室」を数回開催し、地域活動参加へのきっかけづくりにもなっています。

3 協議体研修会

平成 28 年度から本市で取り組んできた本事業を振り返り、コロナ禍等社会の変化で見えた新たな課題に取り組むため、改めて本事業の役割を確認し、今後協議体が進むべき方向は何かをテーマに、令和 5 年 9 月 6 日(水)安曇野市役所会議室にて研修会を開催しました。

公益財団法人さわやか福祉財団の高橋望さんを講師にお招きし、本市での取り組み状況、国や他市町村の動向等を踏まえた研修となり、今後の協議体活動の充実・強化に向けて見識を深めることができました。

【研修会の様子】



4 今後の活動について

生活支援コーディネーター及び協議体の活動をさらに進めるとともに、令和 6 年 2 月 24 日(土)に市民等を対象にした「地域支え合い推進フォーラム」を開催します。(別紙チラシ)

協議体研修会講師の高橋望さんの基調講演、地域での特徴的な活動を報告し、地域共生社会の実現について考える機会とします。

また、本事業について市ホームページの活用や、広報紙の発行により事業の周知を図ります。

資料 3
介護保険等運営協議会 令和 6 年 2 月 2 日開催

次期委員の公募及び推薦依頼について

1 介護保険等運営協議会委員の改選について

現行委員の皆様は、安曇野市介護保険条例第 15 条第 3 項に基づき令和 6 年 3 月 31 日までとなっております。

次期委員の選出については、これまでどおり一般公募と各団体への推薦依頼の 2 つの方法により行います。

2 一般公募について

現在、広報あづみの 1 月号や市 HP 等で公募の周知をしております。(別紙 1 参照)

募集期間は令和 6 年 2 月 22 日(木)としています。

3 各団体への推薦依頼について

近日中に所属団体あてに推薦依頼通知を送付いたします(別紙 2 参照)。推薦書の提出期限は令和 6 年 3 月 12 日(火)を予定しています。

安曇野市介護保険等運営協議会委員を募集します (公募要領)

1. 募集内容

老人福祉計画及び介護保険事業計画や、市の介護保険事業の適切な運営及び高齢者に対する福祉施策全般、地域包括支援センターの運営に関することなどを協議・評価する介護保険等運営協議会委員を募集します。

2. 募集人員

3名以内

3. 応募資格

市内に住所を有する40歳以上の人（本市の被保険者）で、年4回程度、平日に開催する会議に出席できる人。ただし、次に該当する人を除きます。

- (1) 国及び地方公共団体の議会の議員
- (2) 常勤の国家公務員及び地方公務員
- (3) 本市の附属機関等の公募による委員
- (4) 市税の滞納がある人

4. 任期

令和6年4月1日から令和8年3月31日まで（2年間）

5. 応募方法

申込書と小論文「これからの介護保険について」（800字程度、書式自由）を**令和6年2月22日（木）**までに持参または郵送（当日消印有効）で提出してください。なお、応募書類は返却いたしません。

6. 選考方法

選考委員会で、申込書と小論文により書類選考を行います。結果は、3月末までに応募者全員に通知します。

7. 報酬

市が規定する額

8. 応募先

持参：安曇野市役所 本庁舎1階12番窓口

郵送：〒399-8281 安曇野市豊科6000番地 高齢者介護課 介護保険担当 宛

【問い合わせ先】

安曇野市 福祉部 高齢者介護課 介護保険担当
(係長) 濱 一仁 (担当) 藤松 卓也

Tel：0263-71-2472 Fax：0263-71-2328

5高第 号

令和6年2月 日

所属団体長 様

安曇野市長 太田 寛
(公 印 省 略)

「安曇野市介護保険等運営協議会」の委員の推薦について（依頼）

日頃は市介護保険行政に対し、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

市では介護保険の適切な運営と高齢者福祉に対する課題等を協議するため、「安曇野市介護保険等運営協議会」を設置しております。

当協議会では3年ごとに見直す「老人福祉計画及び介護保険事業計画」を基に、高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、介護保険事業等の円滑な運営と介護保険サービス基盤整備に係る中立性・公平性を保つために、ご意見等をお伺いしているところです。

この度、現委員の任期満了により、貴職から次期委員のご推薦をいただきたくご依頼申し上げます。

記

- 1 委員任期 令和6年4月1日から令和8年3月31日まで（2年間）
- 2 推薦区分 例）保健、医療又は福祉関係者
- 3 提出期限 同封の返信用封筒にて（別紙）推薦書を
令和6年3月12日（火）までにご返信ください。
- 4 参考資料 安曇野市介護保険条例一部抜粋
現委員名簿
- 5 その他 会議は年4回程度、平日の開催を予定しております。
再任を妨げず、異動・改選等により推薦委員が変更された場合は、前任者の残任期間を新たな委員が担っていただくこととなります。
令和6年度は、第9期介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）の初年度となります。

安曇野市 福祉部 高齢者介護課 介護保険担当
(課長)高橋 奈津子 (係長)濱 一仁 (担当)藤松 卓也
〒399-8281 長野県安曇野市豊科 6000 番地
Tel : 0263-71-2472 Fax : 0263-71-2328
E-mail : ka-kaigohoken@city.azumino.nagano.jp

参考資料 1
安曇野市介護保険等運営協議会 令和6年2月2日開催

安曇野市介護保険等運営協議会 委員名簿（令和5年10月19日～）

団体等の名称	職名	氏 名	出欠
一般公募		フヤマ マサリ 布山 昌徳	
一般公募		オクダ ヨシカ 奥田 佳孝	
一般公募		アライ キヨミ 新井 清美	
安曇野市シニアクラブ連合会	会長代行	ナカムラ モリシ 中村 守良	
安曇野市民生児童委員協議会	穂高地区民生児童委員協 議会会長	カサハラ ケンイチ 笠原 健市	
リーガルサポートながの		クロサワ ユキエ 黒澤 幸恵	
特定非営利活動法人 J A あづみくらしの助け合い ネットワークあんしん	代表理事理事長	イケダ ヨウコ 池田 陽子	
安曇野市医師会	会長	ナカジマ ミチコ 中島 美智子	
安曇野市歯科医師会	理事 地域医療連携部長	タカハシ ヨシヒロ 高橋 喜博	
安曇野市社会福祉協議会	介護事業課長	クロキ ショウイチ 黒木 昌一	
NPO 法人アルウィズ	事務局長	オザワ ユウイ 小澤 悠維	
安曇野市介護保険事業所連絡協議会	訪問介護部会	コバヤシ マユミ 小林 真弓	
安曇野市介護保険事業所連絡協議会	通所部会	オオクラ ヒロユキ 大倉 宏之	
安曇野市介護保険事業所連絡協議会	居宅介護支援部会	サカイ さつき 坂井 さつき	
安曇野市介護保険事業所連絡協議会	グループホーム部会	ナカバヤシ ミユキ 中林 美雪	
安曇野市介護保険事業所連絡協議会	施設サービス部会	ナガタ タマミ 長田 珠美	

（任期：令和6年3月31日まで）

○安曇野市介護保険条例 一部抜粋

平成17年10月1日条例第138号

(安曇野市介護保険等運営協議会の設置)

第13条の2 地方自治法第138条の4第3項の規定により、市の介護保険事業の適切な運営を図るため、安曇野市介護保険等運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第14条 協議会は、次に掲げる事項を協議又は審査する。

- (1) 法第8条第14項に規定する地域密着型サービス及び法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービスに関する事項
- (2) 法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの設置及び運営に関する事項
- (3) 法第117条第1項に規定する介護保険事業計画及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項に規定する老人福祉計画の策定並びに進捗状況に関する事項
- (4) 前3号に定めるもののほか、介護保険推進事業に関する事項

(組織)

第15条 協議会は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める人数の範囲内で、市長が委嘱する。

- (1) 公募により選考された被保険者 3人
- (2) 学識経験を有する者 3人
- (3) 保健、医療又は福祉関係者 5人
- (4) 介護保険サービス提供事業者 5人

3 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第16条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第17条 協議会は、会長が招集し、議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(除斥)

第18条 協議会の委員は、当該議事に係る事業者と利害関係を有すると認められるときは、その議事に参与することができないものとする。

2 協議会の会長及び副会長が前項の規定により議事に参与することができないときは、当該議事に係る会長の職務は、あらかじめ会長が指名した委員が行うものとする。

(部会)

第19条 協議会に部会を設置することができる。

(守秘義務)

第20条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第21条 協議会の庶務は、福祉部において処理する。

附 則 (令和4年6月29日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料 3
介護保険等運営協議会 令和6年2月2日開催

○ 安曇野市介護保険規則 一部抜粋

平成17年10月1日規則第95号

(趣旨)

第1条 この規則は、法令及び安曇野市介護保険条例（平成17年安曇野市条例第138号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、市が行う介護保険に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会の設置)

第34条 条例第19条の規定に基づき、安曇野市介護保険等運営協議会（以下「協議会」という。）に介護保険関連サービス候補事業者選定部会（以下「部会」という。）を設置する。

(任務)

第35条 部会は、応募事業者の提案について、市長が別に定める審査基準に基づき、審査選定を行い、候補事業者を市長へ報告するものとする。

(組織)

第36条 部会は、委員6人をもって組織する。

2 部会の委員は、協議会の委員のうちから協議会の会長が指名する。

3 部会の委員が、当該議事に係る事業者と利害関係を有すると認められる場合は、当該議事に限り、当該委員を部会の委員より除き、代理委員を協議会の委員のうちから協議会の会長が指名するものとする。

(任期)

第37条 部会の委員としての任期は、第35条に規定する報告の日までとする。

(部会長及び副部会長)

第38条 部会に部会長及び副部会長を各1人置き、部会の委員の互選により定める。

2 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第39条 部会は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

2 部会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは部会長の決するところによる。

附 則（令和5年1月30日規則第11号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。